

# 税務・財務情報 第2706号

## 結婚・子育て資金の一括贈与 に係る贈与税の非課税措置

### 税務・財務に関する情報をお届けいたします

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、  
より豊かな人生が送れるものと確信しています。

私どもは、情報を、どう使いこなすか？につきまして、  
何らかのお役に立てればと願っております。

情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいのか！  
お考えいただき、お分かりにくい点につきまして、弊社の担当者が  
お伺いしたときに、ご一緒に検討させていただきたく存じます。

税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、  
少しでも貢献できればと願います。

友弘正人

#### 株式会社トータル財務プラン



税理士法人トータル財務プラン  
行政書士法人トータル財務プラン  
友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<http://www.topp.ecnet.jp>

e-mail [topp@hi-ho.ne.jp](mailto:topp@hi-ho.ne.jp)

# 結婚・子育て資金の一括贈与 に係る贈与税の非課税措置

## 1 はじめに

高齢者の保有する資産は、1,500兆円を超えるといわれています。この保有資産について、若年世代へ早期移転を促し経済活性化のため有効活用を図る観点から平成25年4月に「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」がスタートしました。平成27年度税制改正により子・孫の結婚・子育て資金の一括贈与について非課税措置が創設されます。

## 2 結婚・子育て資金の非課税贈与

### 1. 制度の概要

贈与を受ける人（受贈者）が20歳以上50歳未満で、結婚や子育て資金に充てるため、父母又は祖父母（贈与者）から金銭等の提供を受けた場合、受贈者1人につき1,000万円（そのうち結婚に関する資金については300万円を限度）までの金額について贈与税が課税されないという制度です。この制度は平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に拠出されるものについて適用されます。

### 2. 非課税手続き

教育資金の贈与の場合と同様に、贈与者は金融機関に子・孫名義の口座を開設し、結婚・子育て資金を一括して拠出します。受贈者は、一定の事項を記載した非課税申告書を金融機関経由で受贈者の納税地の所轄税務署に提出します。また結婚・子育て資金として払い出した金銭について、その用途に充当したことを証する領収書、証明書等を金融機関に提出します。

### 3. 結婚資金・子育て資金の範囲

- ① 結婚に際して支出する婚礼・披露宴に要する費用、住居に要する費用及び引越しに要する費用のうち一定のもの
- ② 妊娠に要する費用、出産に要する費用、受贈者の子の医療費及び保育料のうち一定のもの

#### 4.契約の終了

① 受贈者が50歳に達した場合

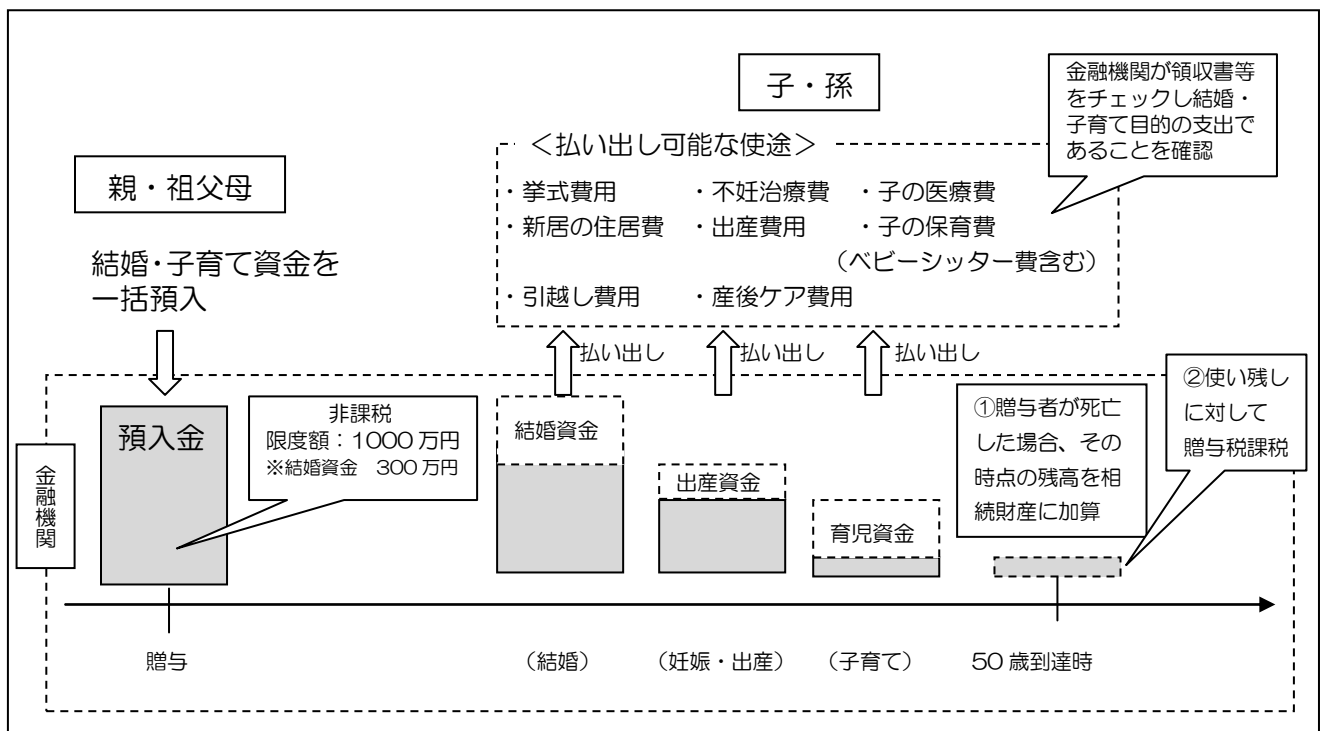
終了時に残額があれば 受贈者に贈与税が課税されます。

② 贈与のために預けた金額が0となり、終了の合意があったとき

③ 受贈者が死亡した場合

残額について贈与税は課されませんが、残額は受贈者の死亡時の相続財産となります。

#### 結婚・子育て資金贈与の非課税制度



### 3 教育資金の一括贈与との相違点

受贈者の終了年齢時（結婚・子育て資金の場合50歳、教育資金の場合30歳）の残額が、贈与税の課税対象になる点は共通していますが、契約期間中に贈与者が死亡した場合の取り扱いが異なります。教育資金の贈与の場合、相続時の残額には相続税は課税されませんが、結婚・子育て資金贈与の場合、残額については相続財産に加算されます。結婚・子育て資金は、親や祖父母からの相続財産の前渡しの側面があり、相続税回避を考慮したのが理由です。ただし、使用済みの金額は相続税に合算されません。

通常は孫が相続により財産を取得した場合、その孫が一親等の血族（養子）であっても、その孫の相続税額は2割を加算した金額となります。しかし結婚・子育て資金の贈与の残額への相続税は、孫でも2割加算されません。

## 4 扶養義務者からの結婚等に関する贈与と贈与税

子や孫の結婚費用を親や祖父母が負担することは これまで多く行われています。その費用は贈与税が課されるのでは？と疑問に思われるかもしれません。

贈与税は、相続税法という法律で非課税となるものを限定列挙しています。その中に「扶養義務者から生活費又は教育費として贈与を受けた財産のうち通常必要と認められるもの」とあります。

国税庁は、平成 25 年 12 月に『「生活費」又は「教育費」の贈与を受けた場合の贈与に関する Q&A』を公表しました。そこで非課税となる扶養義務者からの贈与について例をあげています。

『非課税となる生活費又は教育費は、必要な都度これらの用に充てるために贈与をうけた財産であり、数年間分の生活費又は教育費を一括して贈与を受けた場合において、……その生活費又は教育費に充てられなかった部分については贈与税の課税対象になります。』とあります。

子、孫等の収入の状況、地域や家族単位の風習など一切の事情を勘案して、社会通念上適当と認められる範囲の財産は非課税となります。

## 5 最後に

結婚・子育て資金贈与の特例は、他の特例贈与（暦年贈与基礎控除 110 万円、相続時精算課税制度、住宅取得等資金非課税贈与、教育資金一括贈与）との併用が可能です。

したがって、親から子、孫等に多額の非課税贈与が可能になります。

**4** で述べたように、親や祖父母が必要な都度、結婚資金、子育て資金として贈与した場合であれば、特別な手続きがなくても非課税で贈与が可能です。

しかし、今回、創設された『結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置』を使うことで、子や孫の将来の結婚・子育て資金を非課税で贈与することが可能になります。特に高齢者の方にとって、将来自分が認知症などに陥ったときでも確実に資金贈与することができます。**3** で述べたように孫の相続税の 2 割加算がなくなるのもメリットです。

相続税の最高税率引上げと基礎控除の引下げが行われ、相続税が増税となっています。

贈与税の特例を活用することで、相続税負担をいかに減らしていくかがポイントになると思われます。